

随意契約理由書

1 工 事 名	鋼桁及び鋼製橋脚耐震補強工事（2023-湾）
2 業 者 名	日立造船株式会社
3 随意契約理由	本工事は、大阪府道高速湾岸線 湾P-62のロッキング橋脚に対し、冗長性を有する構造とするための自重補償橋脚を新設するとともに、当該橋脚を含む4径間連続鋼床版箱桁橋（湾P-60～64）の橋梁全体系の耐震性を改善する対策を実施するものである。 本工事の実施にあたり、日立造船株式会社とは当該橋梁の設計及び施工について、『「鋼桁及び鋼製橋脚耐震補強工事（2022-湾）」契約に関する基本協定書』（以下、「基本協定書」とする。）を締結しており、今般、日立造船株式会社は基本協定書に基づく詳細設計を実施し、耐震対策内容を確定した。 したがって、基本協定書に基づき、本協定の工事Bに該当する本施工の実施について日立造船株式会社と随意契約するものである。
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	